

北陸VISAカード加盟店規約

(通信販売[含EC]用)

第1条(加盟店)

1. 本規約を承認のうえ、株式会社北陸カード(以下「当社」という)に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を通信販売加盟店(以下「加盟店」という)とします。なお、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を本契約といたします。

2. 加盟店は、本規約に基づきクレジットカード(以下「カード」という)による代金決済によって行う通信販売(以下「信用販売」という)の業務を行う店舗若しくは事務所(以下「カード取扱事業所」という)を指定のうえ、当社が指定した事項を、予め当社に届出し承認を得るものとします。当社の承認のないカード取扱事業所での信用販売業務はできないものとします。

3. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第2条(業務委託の禁止)

加盟店は、当社の事前の書面による承諾のある場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

第3条(広告の作成)

1. 加盟店は、加盟店の責任と負担において広告を作成し、その内容について事前に当社に届出るものとし、その実施にあたっては加盟店の責任において行うものとします。

2. 加盟店は広告の作成にあたり次の事項を遵守するものとします。

(1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法、著作権法、商標法及びその他関連法律・法令の定めに従わないこと

(2) 会員の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと

(3) 以下の事項について表示すること

加盟店の住所、屋号・商号

加盟店の電話番号、電子メールアドレス等の照会窓口の連絡先、受付時間

商品の販売価格、送料、その他必要な料金

商品の引渡時期及び方法

代金の支払時期及び方法

商品の返品、申込みの取消に関する事項

その他当社が必要と認める事項

3. 当社は、加盟店が行っている信用販売が当社に届出られたところから従って実施されているかどうか、並びに広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとします。

4. 加盟店の広告はすべて本規約の対象とし、それぞれの広告に当社の指定する加盟店標識を表

示するものとします。

第4条（信用販売の方法）

1．本規約の対象とする信用販売は、以下に定める通信手段により、広告宣伝、申込みの誘引、契約の締結を行うものであって、加盟店が本規約の定めるところに従って当社に届出、当社が具体的に承認したものに限定されるものとします。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電話
- (4) コンピュータによる通信
- (5) その他の手段

2．加盟店は、前項の届出にあたり、申込みの誘引と契約締結行為に区分して、利用する通信手段、広告媒体の名称若しくは番組名、コンピュータ通信のネットワーク名称等を書面により具体的に当社に申出るものとします。加盟店がこれを変更する場合も同様とします。

3．加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、当社が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む）を遵守するものとします。

第5条（取扱商品等）

1．加盟店は、信用販売において取扱う商品の種類及び内容について、事前に当社に届出るものとします。

2．加盟店は、信用販売において以下の商品を取扱うことはできません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定め違反するもの
- (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権等を侵害するもの
- (4) その他当社が不相当と判断したもの

3．加盟店は、旅行商品・酒類等の取扱いに際し許認可を要する商品の信用販売を行う場合には、事前に当社に対しこれを証明する書類を提出し当社の承諾を得るものとします。加盟店が当該許認可を失った場合には直ちに当社に連絡するものとし、以後当該商品の信用販売を行わないものとします。

4．商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券及び当社が別途指定した商品については、当社の個別の許可を得ずに信用販売を行ってはならないものとします。

5．加盟店が、ソフトウェア等をコンピュータ通信によりダウンロードする等商品の発送を伴わずに商品を取扱う場合には、予め当社が適当と認めた方法により取扱うものとします。

第6条（受け入れるカード）

1．加盟店が本規約に基づく信用販売のために取扱うカードは、下記(1)から(3)に記載したもののうち、当社が別に指定するものとします。

- (1) 当社が発行するカード

(2) 当社が加盟若しくは提携する組織に加盟している日本国内及び日本国外の会社が発行するカード

(3) 当社と提携している日本国内及び日本国外の会社が発行するカード

2. 当社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により前項の信用販売を行う範囲も変動するものとします。

第7条（信用販売の種類）

1. 信用販売の種類は、1回払い販売・2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売（3回以上のものをいう。以下同様）の5種類とし、1回払い販売はすべての加盟店で、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売は、加盟店から取扱いの申込みを受け当社が適当と認めた加盟店で取扱うものとします。

2. 加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売については、当社または日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取扱うものとし、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払い販売のみ取扱うものとします。

3. 2回払い販売・ボーナス一括払い販売及び分割払い販売の取扱金額は、原則として1万円以上とします。

第8条（改善措置）

当社は、取扱商品及び広告表現の内容等が信用販売にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善若しくは販売中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに措置を取るものとします。

第9条（郵便、ファクシミリによる取引）

1. 加盟店が郵便、ファクシミリによる契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を記載した取引申込書を受付けるものとします。

(1) 会員の住所、氏名

(2) 取引対象商品の特定

(3) 加盟店が取引の相手方に対しその取引によって取得する売上債権の金額（消費税額を含む）

(4) カードの名称

(5) カードの会員番号

(6) カードの有効期限

(7) カード利用代金の支払区分の指定、分割払い販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無

2. 加盟店は、加盟店の費用負担で取引申込書を作成するものとします。但し、予め取引申込書の見本を当社に提出してその承認を得るものとし、その後も、当社から請求があったときはいつでも、その時点で使用している取引申込書の見本を当社に提出するものとします。

第10条（電話による取引）

1．加盟店が電話による契約の締結行為を行う場合は、会員から前条1項各号記載の事項を聴取し、これを記載した申込受付書を作成するものとします。申込受付書には受付担当者を明記するものとします。受付担当者が臨時雇いの者であるときは、当該受付について責任をもつべき正社員名を明記するものとします。

2．加盟店は、予め前項の申込受付書の見本を当社に提出してその承認を得るものとします。加盟店は、当社から請求があったときは、いつでも、その時点で使用している申込受付書の見本を当社に提出するものとします。

第11条（コンピュータ通信による取引）

1．加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ（以下、申込みデータという）を受信し、これに対する第13条第1項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込みデータ並びにそれに対するその後の処理経過を、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル（以下、ファイルという）に、取引日ごとに整理して記録するものとします。

（1）会員の住所、氏名

（2）取引対象商品の特定

（3）加盟店が取引の相手方に対しその取引によって取得する売上債権の金額（消費税額を含む）

（4）カードの名称

（5）カードの会員番号

（6）カードの有効期限

（7）カード利用代金の支払区分の指定、分割払い販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無

（8）諾否通知の送付先の指定

2．加盟店は、予め前項のコンピュータ通信に用いるデータの構造、書式、会員のコンピュータに表示されるデータ記入用画面の見本（ハードコピー）を当社に提出してその承認を得るものとします。加盟店は、当社から請求があったときは、いつでも、その時点で使用しているデータ記入用画面の見本（ハードコピー）を当社に提出するものとします。

3．加盟店は、当社が指定する会員認証手続（申込者が会員本人であるか否かを認証する手続をいう。以下同じ。）を実行可能な場合は、会員から取引申込のデータの送信を受け付けた後、当該申込につき、当該会員認証手続を実行することができます。加盟店は、会員認証手続の結果、申込者が会員本人であるとの結果（以下「認証成功」という）または申込者が会員認証手続に登録していないとの結果（以下「未登録」という）を取得した場合は、当該会員認証手続の結果を理由に信用販売を拒絶してはなりません。

4．コンピュータ通信の手段によって取引行為を行う場合は、売上債権の金額、カードの会員番号、カードの有効期限のデータについては、当社が適当と認める方法による暗号化の処理を行ってからデータの送信を行うものとします。

5．加盟店は、コンピュータ通信の手段によって取引行為を行うことができる旨を会員に告知し、

若しくはデータ記入用画面を表示する際は、当該データを暗号化しても完全に秘密性が保持できないこと、データの秘密性が保持できなかった場合でも当社は全く責任がないことを明確に警告する旨の表示を行うものとします。

第12条（申込書等の保管）

加盟店は、本規約の定める手続きを経た取引申込書、申込受付書または申込みデータを記録したファイルを、整理して保管し、商品発送の有無その他の必要事項を追記して、7年間保管するものとします。

第13条（信用販売の手順）

1. 加盟店は、前4条によりカードによる信用販売の申込みを受けたときは、申込書、申込受付書、申込みデータに基づき、遅滞なく全件について、当社の定める方法によりカード会員番号、カードの有効期限、売上債権額等を当社に通知して、信用販売の承認を得るものとします。但し、当社より要求を受けた場合は、会員氏名等、その他の申込情報を通知するものとします。当社の承認が得られなかった場合はカードによる信用販売を行わないものとします。

2. 加盟店が商品を発送したときは、当社所定の売上票用紙に必要事項を記入して、売上票を作成するものとします。売上票の作成に際しては、加盟店は次の事項を遵守するものとします。

- (1) 売上票は、商品発送日またはサービス提供日を取扱日として作成するものとします。
- (2) 売上票には、カード会員番号、会員氏名、カードの有効期限、売上債権額、加盟店名、加盟店番号、取扱い日付、取扱者名、支払区分及び承認番号その他必要事項を、また、分割払い販売を行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無を記載するものとします。
- (3) 売上票に記載してカード決済の対象とすることができる債権は、当該取引によって発生したものに限るものとし、現金の立替え、過去の売掛金の回収等を行わないものとします。
- (4) 売上票の記載金額の訂正、1回の取引による売上金額の複数売上票への分割記載、事実と異なる取扱い日の記載、架空・水増しの売上債権の記載等、不実・不正の記載を行わないものとします。
- (5) 売上票の記載金額を訂正するときは、当該売上票を破棄して新たに売上票を作成するものとします。

3. 当社の承認が得られた場合であっても、加盟店において、当該カードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、若しくは知りうる状況にあった場合には、加盟店はカードによる信用販売を行わないものとします。尚、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、第17条に規定する売上債権の譲渡を行わないものとします。

4. 加盟店は、有効なカードで申込みを行った会員に対して、商品の販売代金について手数料その他を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をすること、及び、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えてはならないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。

5. 当社の承認は、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものでないことを、加盟店は承諾するものとします。

第14条（不審な取引の通報）

1. 加盟店は、カードについて、カード名義・会員の性別・カード発行会社・会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの利用方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量若しくは高価な購入の申込がある場合には、カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。同一の顧客から多数のカードによる申込があった場合には、特に注意を払うものとします。

2. 前項の場合、当社が当該取引におけるカードの使用状況の報告、カード及びカード発行会社の確認、会員番号とカードの会員名の確認及び本人確認等の調査依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。

3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社が会員のカード使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとします。

4. 加盟店は、当社がカードの不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

第15条（信用販売の円滑な実施）

1. 加盟店は、信用販売を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。

2. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4条およびその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとする。

3. 加盟店は、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとします。

4. 加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡または提供する場合において、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当該会員と当該信用販売の精算について協議し合意した精算方法を当社に連絡するものとします。

5. 加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡または提供する場合において、加盟店の事由により引渡または提供が困難となった場合、直ちにその旨を会員及び当社へ連絡するものとします。

第16条（商品の発送等）

1. 加盟店は、会員から信用販売の申込みを受け付けたときは、速やかに会員の指定した場所に送付して商品を引渡すものとします。引渡しが遅延したり品切れが生じた場合は、加盟店は遅滞

なく当該会員に対し連絡を行い書面で引渡時期等を通知するものとします。

2. 加盟店は、原則として商品発送時に、商品の名称、数量、代金額、送料、税金及び代金支払方法等その他割賦販売法第30条の2第4項に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとします。

3. 加盟店は、商品の発送については、商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済である旨を注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領してこれを整然と7年間保管するものとします。

4. 商品の送付先は、原則として会員の住所地とします。会員の住所地以外に発送した場合には、加盟店が全責任を負うものとします。

第17条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、会員との間に正当に成立した取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得、且つ、目的の商品を会員の指定場所に向けて発送したのについて、当社に譲渡するものとし、当社はこれを券面額で譲り受けるものとします。加盟店はこの債権を当社の承諾なしに第三者に譲渡してはならないものとします。

2. 加盟店は当社に対し、商品の発送を行った売上債権を集計して、その売上票を、毎月15日及び月末日までに当社所定の方法により提出するものとします。前項の債権譲渡は、本項に基づき売上票が当社に到達した時にその効力を生ずるものとします。締切日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日をもって締切日とします。

3. 前項の締切日を過ぎて譲渡された売上債権が回収ができなかった場合は、その危険は加盟店が負担するものとし、当社が本規約第24条に基づき債権買戻しの請求を行ったときはこれに従うものとします。

4. 商品発送日から2ヵ月を経過して譲渡の手続が行われた債権について、当社は無条件でその譲受けを拒否することができるものとします。

5. 加盟店及び当社は、別に合意した場合には、売上票の引渡に代えて、コンピュータデータの引渡によって売上債権の譲渡を行うことができるものとします。その場合は、当該コンピュータデータが当社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって債権譲渡の効力が発生するものとします。

第18条（支払方法）

1. 当社が譲渡を受けた売上債権の締切日及び加盟店への支払方法は、次の通りとします。

(1) 1回払い販売、リボルビング払い販売並びに分割払い販売は、毎月15日に締切り、翌月15日に支払うものとします。但し、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。

(2) 2回払い販売は、毎月15日に締切り、売上票合計金額を一括して翌月末日に支払うものとします。

(3) ボーナスイ括払い販売は、売上票の最終提出日を夏期（取扱期間：12月16日～翌年6月15日）は6月末日に、冬期（取扱期間：7月16日～11月15日）は11月末日とし、

夏期締切分は8月15日に、冬期締切分は翌年1月15日に支払うものとします。

(4) 前3号の支払いは、各支払日における合計額から第20条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、締切日または支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には、締切日については前営業日とし、支払日の15日については翌営業日、支払日の月末日については前営業日とします。

2. 加盟店が本規約に違反した売上票を作成して取引した場合、当社は当該代金の支払いを拒絶できるものとします。

3. 当社は、加盟店から提出された売上票について、その内容若しくは正当性について疑義を有した場合、その疑義が解消されるまで当該売上票にかかる売上債権の譲渡代金の支払いを留保することができるものとします。この場合、保留した支払代金について遅延損害金は発生しないものとします。また、加盟店は、当該売上票にかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。

第19条（商品の所有権の移転）

1. 加盟店が会員に対し信用販売した商品の所有権は、当社が第18条に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに当社に移転するものとします。

2. 当社が第24条に基づき売上債権の譲渡を取消または解除した場合、当該商品の所有権は、加盟店への債権譲受代金が未払いの場合には直ちに、既に支払っている場合には加盟店が債権譲受代金を当社に返還したときに、加盟店へ戻るものとします。

3. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者利用等により、会員以外の者に対して信用販売を行った場合でも、当社が加盟店に当該債権譲受代金を支払った場合には、当該商品の所有権は当社に帰属するものとします。

4. 当社は、信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、必要があると当社が判断した場合には、加盟店に代わって商品の回収をすることができるものとします。

第20条（加盟店手数料）

加盟店は、カードによる信用販売額に対して当社所定の料率により計算した手数料を当社に支払うものとします。

第21条（不正申込みの場合の処理）

加盟店は、申込みのあったカードについて、期限切れ、無効通知対象カード、事故カード、偽造・変造カードの疑い等の事由を示して照会があったときは、当社に対して当該申込みにかかるすべての情報並びに加盟店が知っている当該申込みに関連するその他の情報を、当社に開示するものとします。当社は、その情報をカードの安全性対策のために自由に利用することができるものとします。

第22条（返品）

1. 加盟店は、会員から商品の返品の申出を受け、これを受領した場合、次の通り取り扱うもの

とします。

(1) 加盟店は、商品を受領した日を返品日とし、直ちに当社所定の売上票に当該会員の会員番号、有効期限、会員氏名、金額、加盟店名、加盟店番号、返品日(ご利用日欄に記載する)、返品を表示、取扱者名、その他必要事項を記入して返品伝票を作成し、当社所定の方法により当社へ提出するものとします。

(2) 加盟店は、前号にかかわらず、当社から別途の指示があった場合は、それに従うものとします。

2. 加盟店は、前項の手続きに従わずに、会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとします。

第23条(会員との紛議とカード利用代金等)

1. 加盟店は、会員に対して販売した商品の品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他、販売した商品に関する会員との紛議については、遅滞なくこれを解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品の変更、販売方法、運送方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。

2. 加盟店は、前項の紛議に際して会員から商品の返品の出出があった場合には、速やかにこれに応じて前条の処置を取るものとします。

3. 加盟店は、会員との紛議の解決にあたり、会員に対して当該売上債権代金を直接返還しないものとします。

4. 会員が加盟店との紛議を理由として当社に対する当該売上債権を含むカード利用売上債権の支払いを拒否し若しくは遅延した場合、当社は、紛議が解決するまで当該売上債権の譲受代金の支払いを保留することができるものとします。この場合、保留した支払代金について遅延損害金は発生しないものとします。

第23条の2(会員との紛議に関する措置等)

1. 加盟店は、会員から当社に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様(当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容)、紛議の発生要因について報告するものとします。

2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の割賦販売法35条の3の7に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。

3. 加盟店は、第1項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報その他の方法による当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。

4. 当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことが出来、加盟店はこれに従うものとします。但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。

文書若しくは口頭による改善要請
信用販売の停止
本契約の解除

第24条（債権買戻し）

1. 当社は、本規約に基づき加盟店から譲受けた売上債権について、次の事情が判明したときは、無条件で債権買戻しの請求を行うことができ、加盟店は、その請求があったときは遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。

- (1) 本規約の規定に反する手続により作成された売上票による債権と認められたとき
- (2) 売上票が正当なものでないこと、または売上票の記載内容が不実不備であった場合
- (3) 当社が売上票の内容・正当性について疑義をもって調査を開始、調査への協力を求めたにもかかわらず、加盟店が調査に協力しなかったとき
- (4) 加盟店と会員との間で売上債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合
- (5) 会員が商品の引渡しまたは提供を受けることが出来ないこと等を理由として、当該代金債権を含むカード利用売上債権の支払いを拒否した場合
- (6) 会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合
- (7) 会員が、第15条第4項に定める信用販売の解除を行った場合
- (8) 会員から売上債権に関し、カード利用の否認があった場合
- (9) その他、本規約に定める場合

2. 第15条第5項の場合において、会員が未提供の商品に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、若しくは会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、加盟店は、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。

3. 前2項により債権買戻しの請求が行われた場合、加盟店は当該売上債権及び売上債権の譲渡に伴い生ずる第18条第1項に規定する振込金から買戻し金額を差引充当すること、並びに買戻し金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次買戻し金額に充当することを承諾するものとします。

4. 前項の手続を行ったにもかかわらず、当社が買戻しを請求した日から2ヵ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求によりその残金を一括して支払うものとします。なお、買戻しを請求した日とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。

5. 加盟店が当社に届出た事業所を閉鎖するなど、当社の通知、意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、当社は加盟店に対する通知を省略して本条の手続を取ることができるものとします。

6. 当社は、本規約に基づき加盟店から譲り受けた売上債権のうち、第11条第3項の会員認証手続の結果が認証成功または未登録であった申込による売上債権については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項(8)に基づく債権買戻しの請求を行わないものとします。

- (1) 理由のいかんを問わず会員認証手続の結果が当社に到達しなかった等、当該売上債権に関連して本規約の規定に対する違反がある場合。

(2) その他当社が不相当と認めた場合。

第 2 5 条 (証明書 の 提出 と 管理)

加盟店は、当社が請求した場合には、取引申込書、申込受付書または申込みデータ、並びに商品発送の証明文書を速やかに当社に提出するものとします。

第 2 6 条 (営業秘密等 の 守秘義務等)

1 . 加盟店及び当社は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密 (以下「営業秘密等」という) を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。

2 . 前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。

3 . 加盟店及び当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。

4 . 加盟店及び当社は、営業秘密等とその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。

5 . 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第 2 7 条 (個人情報 の 守秘義務等)

1 . 加盟店は、加盟店が知り得た会員の個人に関する一切の情報 (以下「個人情報」という) を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。

2 . 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。

(1) 加盟店及び当社間でペーパーや M T 等を媒介にオフラインで交換される当社の会員の個人に関する情報

(2) 加盟店が当社から直接受け取った当社の会員の個人に関する情報 (申込書等)

(3) 当社を経由せず、加盟店が受け取った当社の会員の個人に関する情報 (加盟店売上情報等)

(4) カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される当社の会員の個人に関する情報 (取引情報、残高情報等)

3 . 加盟店は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。

4 . 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、直ちに、当社に返却するものとします。但し、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。

5 . 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第 2 7 条 の 2 (クレジットカード番号等の管理)

1. 加盟店は、前条の個人情報の内、クレジットカード番号等（当社がその業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号に定める番号、記号その他の符号を含む。以下同じ）の滅失・毀損・漏洩等（以下本条及び第28条の2において「漏洩等」という）が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、速やかに当社に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとし、

2. 加盟店は、クレジットカード番号等の漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を当社に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業員に対する必要且つ適切な指導を含むものとする）を講じた上で、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとし、

3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのクレジットカード番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとし、但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。

当社が指定する監査会社を用いたシステム診断
信用販売の停止

第28条（再委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 加盟店は、本契約に関わる業務処理を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとする。以下同じ）（以下、この委託を受けた第三者を「再委託先」という）には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本規約における加盟店と同様の機密保持義務及び個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとし、

2. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第28条の2（再委託の場合のクレジットカード番号等の管理）

1. 加盟店は、再委託先において、クレジットカード番号等の漏洩等が発生した場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合に、速やかに再委託先から漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、当社に対し、速やかに当社の別途定めるところに従い、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとし、

2. 加盟店は、再委託先においてクレジットカード番号等の漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、再委託先をして、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を加盟店に報告させた上で、再発防止のための必要な措置（再委託先の従業員に対する必要且つ適切な指導を含むものとする）を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとし、

3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店での漏洩事故等が生じた場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、第27条の2第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を再委託先に行うよう要請できるとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。但し、当社による指導要請は、加盟店ないし再委託先を免責するものではありません。

4. 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる再委託先の義務を再委託先との契約において定めるものとします

第29条（再委託先への個人情報の提供）

1. 加盟店は、当社が、加盟店から預託を受けている個人情報を、会員宛の加盟店のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、当社が提携する企業（以下「当社の提携企業」という）に提供することに同意するものとします。

2. 当社が個人情報を当社の提携企業に提供する場合は、当社は、当社の提携企業と本契約に定める内容と同様の秘密保持義務を締結するものとします。

第30条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとします。

2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第27条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担するものとします。

3. 本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店又は当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

第31条（個人情報安全管理措置）

1. 加盟店は、個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という）を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店及び再委託先における個人情報（クレジットカード番号等を含む。本条において以下同じ）の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、再委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。

2. 加盟店は、売上票やC A T等およびそれらに記載または記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上票の加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、C A T等にカード情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。

3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

4．当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含むがこれに限られません）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。この指導は、以下のものを含みますがこれに限られません。

外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善

加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティーコード（CVV2・CVC2）、または当社が指定する情報の廃棄徹底

第32条（届出事項の変更）

1．加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、カード取扱事業所、連絡先、指定預金口座等に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。

2．加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第18条に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況及び特定時期の財務状況について、文書その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。

第33条（期間）

1．本規約の有効期間は、締結の日から1ヵ年とします。但し、期間満了の3ヵ月前までに加盟第32条の2（状況報告）

店当社双方のいずれからも解約の意思表示がないときは、更に1ヵ年間延長するものとし、以後も同様とします。

2．前項にかかわらず、当社は、3ヵ月前に書面をもって相手方に通知することにより、本規約を解除することができるものとします。

第34条（規約違反による解除）

1．当社は、加盟店に次の事態が発生した場合、直ちに本規約を解除できるものとします。

（1）加盟店申込書または本規約に定める届出（変更の届出を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合

（2）第1条第3項に違反し加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合

（3）第3条ないし第17条に定める手続によらずに信用販売を行った場合

（4）第3条第3項または第18条第3項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

（5）第8条の規定に違反して当社の改善措置の要求に従わない場合

（6）第24条の規定に違反して買戻しに応じない場合

（7）割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合

（8）加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

- (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (10) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
- (11) 自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
- (12) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または整理、会社更正手続の開始、破産、若しくは競売を申立てられ、または自ら整理、再生手続、会社更正手続の開始若しくは破産の申立をした場合
- (13) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (14) 加盟店の届出たカード取扱事業所が実在しない場合
- (15) その他本規約に違反した場合若しくは会員からの苦情等により当社が加盟店として不適当と認めた場合

2．前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また、当社は第18条に規定する振込金の支払いを保留することができるものとします。

3．第1項各号のいずれかの事態が発生した場合または当社が必要または適当と認めた場合、当社は本規約に基づき、加盟店が負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の債権（本規約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、当然に相当額で相殺することができるものとします。

第35条（契約の終了）

1．理由の如何を問わず、本規約が終了したときは、加盟店は速やかに、本規約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止し、契約終了時点で当社に対する承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して本規約に基づくカード取扱を中止した旨を告知するものとします。

2．前項の場合、本契約終了時点で受入れた売上債権並びに債権譲渡を終了して当社がその取立てを終了していない売上債権の処理については、本規約終了後もなお本規約はその効力を有するものとします。

第36条（規約の変更、承認）

本規約を変更した場合には、当社は加盟店に対して変更内容を通知または新規約を送付します。加盟店がその通知または送付を受けた後において会員に対してカードによる信用販売を行った場合には、変更事項または新規約を承認したものとみなします。

第37条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱をするものとします。

第38条（準拠法）

本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。

第39条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じたときは、当社の本支店並びに営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所と定めます。

以 上

（2009年12月改定）

< 加盟店情報の取扱いに関する同意条項 >

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

加盟店およびその代表者並びに加盟申込をした個人・法人・団体およびその代表者(以下、これらを総称して「加盟店」という)は、VJA加盟のクレジットカード会社(以下「当社」という)が加盟店との取引に関する審査(以下「加盟審査」という)、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報(以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という)を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意します。また、加盟店は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査並びに加盟後の管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。

- (1) 加盟店の商号(名称)、所在地、郵便番号、電話(FAX)番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込み時および変更届出時に届出した情報
- (2) 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と当社との取引に関する情報
- (3) 加盟店のクレジットカードの取扱状況(他社カードを含む)に関する情報
- (4) 当社が取得した加盟店のクレジット、カードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
- (5) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (6) 当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報および当該内容について当社が調査して得た内容
- (9) 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始その他の倒産手続き開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報

第2条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）

1. 加盟店は、本契約(申込みを含む)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下、『センター』という。)に登録されること、並びにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含む)が、加盟店に関する加盟入会審査および

加盟店契約締結後の管理のため、当該センターの参加会員によって利用されることに同意するものとします。

尚、当社が現時点で加盟するセンターは第3条の通りであり、その後、変更追加された場合には、当該変更追加内容を加盟店に通知ないし当社が適当と認める方法で公表することにより、本規約におけるセンターとして追加変更されるものとします。

2．加盟店は、当社の加盟するセンターに登録されている加盟店に関する情報を、当社が、加盟入会審査および加盟店契約後の管理のために利用することについて同意するものとします。

3．加盟店は、客観的事実に関する情報が、当社の加盟するセンターを通じて、当該センターの参加会員に提供され、同条1項記載の目的で利用されることに同意するものとします。

4．加盟店は、客観的事実に関する情報が、第3条で定める共同利用の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社の加盟するセンターの参加会員相互によって共同利用されることに同意するものとします。

第3条（当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等について）

名称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター（JIM）	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋1-Nビル1階	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1住友生命日本橋小網町ビル6階
電話	03-6738-6626	03-5643-0011
受付時間	月～金曜日（祝日、年末・年始は除きます）午前10時～正午 / 午後1時～午後4時	月～金曜日 午前10時～午後5時（年末年始等を除きます） 詳細はお問い合わせください。
共同利用の目的	割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づき、割賦販売等に係る取引の健全な発達及び利用者等の利益の保護に資するために行う会員会社による加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等のため	

<p>共同利用 される情 報の範囲</p>	<p>・当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・会員が加盟店情報を利用した日付</p>	<p>包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 個別信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報</p> <p>顧客(契約済みのものに限らない)から当社及び会員会社に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)、及び当該内容について、当センター及び当社並びに当センターの会員会社が調査収集した情報</p> <p>当センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容</p> <p>前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)</p>
<p>共同利用 の範囲</p>	<p>日本クレジットカード協会加盟各社のうち日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターを利用している各社(参加会員は、下記のホームページに掲載しています。) http://www.jcca-office.gr.jp/</p>	<p>登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用あっせん業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつ当センターの会員会社 (参加会員は社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。) http://www.j-credit.or.jp/</p>
<p>登録され る期間</p>	<p>当センターに登録されてから5年を超えない期間(但し会員が加盟店情報を利用した情報については6ヶ月を超えない期間)</p>	<p>登録した日から5年間</p>
<p>共同利用 責任者</p>	<p>日本クレジットカード協会事務局長</p>	<p>社団法人日本クレジット協会 加盟店情報センター 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1住友生命日本橋小網町ビル6階 03-5643-0011</p>

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 加盟店の代表者は、当社およびセンターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、当社およびセンター所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

なお、当社開示請求の窓口は次のとおりとします。

株式会社北陸カード 業務部
〒930-0002 富山市新富町1丁目2-1
電話番号 076-442-9123

センターへの情報開示請求の窓口は前条の通りとします。

2. 万一、当社が保有する加盟店情報または当社がセンターに登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第5条(本同意条項に不同意等の場合)

加盟店は、加盟店が本契約に必要な記載事項(契約書面に契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、当社が本契約の締結を拒否しあるいは本契約を解除することがあることに同意するものとします。但し、本条は、当社の本契約の締結に関する意思決定の事由を制限するものではありません。

第6条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 加盟店は本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由のいかんを問わず、加盟申込みをした事実、内容について当社が利用することおよびセンターに一定期間登録され、加盟会員が利用することに同意するものとします。

2. 加盟店は当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第7条(条項の変更の位置付け及び変更)

1. 本同意条項は北陸VISAカード加盟店規約の一部を構成します。

2. 本同意条項は加盟店に対する通知または当社が適当と認める方法で公表することにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

(2009年12月改定)